

臨時休業措置に関する規定

(1) 気象警報に伴う臨時休校措置に関する規定について

① 南丹市に警報（大雨・洪水のいずれか）が発令

状 況	学 校 の 対 応
午前 6 時現在で、警報が発令中の場合	自宅待機とする
午前 6 時に発令中であった上記の警報が午前 11 時までに解除となった場合	解除時間より 2 時間後を目途に授業を行う
午前 11 時現在で、上記の警報が発令中の場合	「全校生」臨時休校とする

※休校となった場合、授業は実施されないが、警報解除の後、教員の監督下での学習活動や部活動は可とする。（生徒の判断で登校することは禁止）

② 南丹市、亀岡市、京都市のいずれかに警報（暴風・大雪・暴風雪のいずれか）が発令

状 況	学 校 の 対 応
午前 6 時現在で、警報が発令中の場合	自宅待機とする
午前 6 時に発令中であった上記の警報が午前 11 時までに解除となった場合	解除時間より 2 時間後を目途に授業を行う
午前 11 時現在で、上記の警報が発令中の場合	「全校生」臨時休校とする

※休校となった場合、授業は実施されないが、警報解除の後、教員の監督下での学習活動や部活動は可とする。（生徒の判断で登校することは禁止）

③ 南丹市、亀岡市、京都市以外に警報（暴風・大雪・暴風雪のいずれか）が発令

状 況	学 校 の 対 応
午前 6 時現在で、警報が発令中の場合	警報の出ている地域の生徒のみ、自宅待機とする
午前 6 時に発令中であった上記の警報が午前 11 時までに解除となった場合	警報が解除になった地域の生徒のみ、解除時間より 2 時間後を目途に授業を行う
午前 11 時現在で、上記の警報が発令中の場合	警報の出ている地域の生徒のみ、臨時休校とする

(2) 警報が発令されていない場合でも列車の不通や河川の氾濫などで、保護者において登校が困難もしくは危険と判断された場合には、必ずその旨を速やかに学校に連絡する。

(3) 定期試験中に警報等で臨時休校となった場合は、その日の試験は、試験最終日の翌

日に実施する。他の試験の日程については、ずらさずに実施する。

(4) 公共交通機関の運休や不通による臨時休校措置に関する規定について

- ① JR 電車・嵯峨野線の場合、復旧から 2 時間後を目途に授業を行う。その場合、授業開始の時間に合致した時限の科目から実施する。ただし、午前 11 時現在で、運休や不通が継続中の場合は、「全校生」臨時休校とする。なお、休校となった場合、授業は実施されないが復旧次第、教員の監督下での学習活動や部活動は可とする。(生徒だけでの活動は禁止)
- ② JR 電車・山陰線および、その他の公共交通機関の場合、通常授業とするが、それらの交通期間を利用する生徒は、復旧を待って登校する。(公欠課) ただし、午前 11 時現在で、運休や不通が継続中の場合は、当該生徒のみ臨時休校とする。(公欠)

(5) 在校中に上記警報が発令された場合や、電車の不通が生じた場合は、ただちに授業を停止し、「全校生」下校とする。ただし、その時点で安全上の理由により、すぐに下校することが出来ない生徒は、学校内で待機させる。

(6) いずれの場合も、できる限り迅速に、e-メッセージおよびホームページ上で周知を図る。

以上